

精神保健医療福祉の改善を求める意見書

厚生労働省が2020年4月に行った全国調査において、精神科病院で看護師による虐待が疑われる事例は2015～2019年度の5年間で72件あるとの結果が出た。これは、もはや個々の問題ではなく、全ての精神科病院の問題である。

日本は、2014年に障害者権利条約を批准したにもかかわらず、精神科病院は一般病院に比べて医療費、医療スタッフ数が低く抑えられ、長期の社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害が発生しており、全ての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革が必要である。

よって、政府におかれては、下記事項に取り組みられるよう要望するとともに、障害者虐待防止法をはじめとする関連法規の改正とその趣旨の徹底に向けた働きかけを広く行うよう強く求める。

記

- 1 精神科病院の実態調査とその対策を協議するため、家族や当事者も含めた第三者人権機関設置を検討すること。
- 2 障害者虐待防止法の通報義務を病院にも追加すること。
- 3 精神医療審査会に精神障害者の家族や当事者を委員として加えるよう制度改正をすること。
- 4 精神科医療機関が早期回復・社会復帰に向けた良質な医療を提供できるよう、急性期の精神障害者のみを対象とするのではなく、全ての精神障害者に対して精神科専門職の配置人員基準を引き上げること。
- 5 治療方針の意思決定支援の充実、インフォームドコンセントの徹底、さらにはSDM（共同意思決定）を取り入れること。
- 6 家族や理解者と入院中の本人との面会を保障することを徹底し、コロナ禍においても十分な面会が出来るよう病院の感染対策を支援すること。
- 7 入院中心の政策から、地域で生活することを中心とした政策へ転換を進める移行期において、精神科病院に対する財政支援や精神科病院の労働者がこころにゆとりをもって働くことができるよう、人員増員等による労働環境の整備充実、教育・研修等の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

兵庫県明石市議会